

入札説明書

管網モデルに基づく基幹管路整備工事（A地区）に係る令和6年2月5日付け公告第4号に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札番号 第23-020-011-160号
- 2 入札件名 管網モデルに基づく基幹管路整備工事（A地区）
- 3 履行場所 浪江町大字立野 地内 外
- 4 履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
- 5 仕様等 仕様書のとおりとする。

6 入札参加資格

入札に参加する者は、入札公告期日において次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、本件入札に参加するに必要な資格の確認を受けた者であること。ただし、入札参加有資格者が入札日（開札日）までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは入札に参加することはできない。

(1) 特定建設工事共同企業体の資格要件

- ① 特定建設工事共同企業体は、代表者となる工事企業、構成員となる測量企業及び設計企業の2者（測量・設計兼務可）又は3者で構成する。
- ② JV形態は乙型とし、各企業（工事、測量、設計）の分担施工方式とする。
- ③ 構成方法は、自主結成であること。
- ④ 結成については、本工事において構成員の重複登録は認めない。

(2) 構成員共通の資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 本件入札に係る公告の日から入札の日までの間に、浪江町の入札参加資格の制限又は指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団、暴力団員が実質的経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして当該状態が継続している者でないこと。

(3) 代表である構成員の参加資格要件

- ① 「令和5年・6年度 浪江町入札参加資格者名簿」に登録されており、浪江町内に本社を有すること。
- ② 水道法及び浪江町水道事業給水条例第7条第6項の規定に基づき指定した業者であ

ること。

③ 建設業法に基づき当該工事について適正な技術者を配置できる者。

(4) その他の構成員（測量）の参加資格者要件

- ① 「令和5年・6年度 浪江町入札参加資格者名簿」に記載されており、かつ地上測量の資格を有している業者。
- ② 相双地方に本社、支店または営業所が所在している者であること。
- ③ 公告日から過去10年以内に上水道配管工事に係る測量業務の実績を有する者。
- ④ 主任技術者は、測量法に基づく測量士資格を有すること。
- ⑤ 社内審査員は、測量法に基づく測量士資格を有すること。主任技術者と兼任は不可とする。

(5) その他の構成員（設計）の参加資格者要件

- ① 「令和5年・6年度 浪江町入札参加資格者名簿」に登録されておりかつ土木設計の資格を有している業者。
- ② 相双地方に本社、支店または営業所が所在している者であること。
- ③ 建設コンサルタント登録規程に規定する登録部門のうち上水道及び工業用水部門に登録されている者であること。
- ④ 公告日から過去10年以内に国（公社工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体等と、上水道配管工事のデザインビルド（DB）の設計業務実績を有する者。
- ⑤ 管理技術者は、技術士かつRCCM、いずれも上水道及び工業用水道を有する者であること。
- ⑥ 照査技術者は、技術士かつRCCM、いずれも上水道及び工業用水道を有する者であること。管理技術者と兼任は不可とする。

7 入札参加資格等の確認

(1) 入札参加希望者は、上記6に掲げる入札参加資格を有することを証するための各種書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間中に申請書類及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2) 提出書類

- ① 入札参加申込書（様式1）
- ② 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- ③ 特定建設工事共同企業体協定書（様式3）
- ④ 委任状（様式4）
- ⑤ 建設業許可証明書（通知）の写し
- ⑥ 有効期限内で最新の経営事項審査結果通知書の写し
（公告から契約日までの間を通じて有効なもの）
- ⑦ 実績調書（様式5）
- ⑧ 配置予定技術者・現場代理人予定者の保有資格を証明する書類の写し
- ⑨ 配置予定技術者・現場代理人予定者の雇用関係を証明する書類の写し
（健康保険証又は市町村民税特別徴収税額通知書等、公告日の前日から起算して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類）

- ⑩ 使用印鑑届（様式6）
 - ⑪ その他指示された書類
- (3) 提出書類における注意事項
- 配置予定技術者は3名まで申請可能とするが、保有資格及び雇用関係を証明する書類の写しは、それぞれ必要件数又は必要人数分とする。また、申請書及び資料の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。なお、提出された資料は、提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。
- (4) 受付期間
- 公告の日から令和6年2月13日（火）
午前8時30分から午後5時まで（ただし土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
- (5) 提出先
- 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2
浪江町役場 総務課 管財係 入札担当
電話 0240-34-0237
- (6) 提出方法
- 郵送または持参すること。
郵送の場合受付期間内(2月13日午後5時)必着とする。
- (7) 提出部数 各1部
- (8) 制限付一般競争入札参加資格認定通知書の送付
令和6年2月16日（金）までに
電話又はFAXにより連絡し、書面は郵送する。
- 8 設計図書等の閲覧・質問
- (1) 設計図書等の閲覧
公告の日～令和6年2月20日（火）
- (2) 設計図書等の質問及び回答
質問がある場合は、質問様式に記載し書面を持参、郵送、FAXによること。また、提出した旨を必ず提出先へ電話連絡すること。
- ① 質問書の提出期限 令和6年2月13日（火）午後5時まで
 - ② 質問書の提出先
浪江町役場 総務課 管財係 入札担当
浪江町大字幾世橋字六反田7番地2
電話 0240-34-0237 FAX 0240-35-5352
 - ③ 質問の回答 令和6年2月16日（金）までに回答する。
 - ④ 回答書閲覧方法 浪江町ホームページに掲載する。
- 9 入札の保証金
- 入札保証金は、浪江町財務規則（以下「規則」という）に定める入札保証金は入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、当該入札に参加する者のうち規則第115条の規程に該当するものについては免除することができる。
- 免除を希望する者は、別紙「入札保証金免除申請書」を入札日の3日前の午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に7入札参加資格等の確認（5）提出先ま

で提出すること。

10 入札の方法等

(1) 入札日時及び場所

本件入札は、令和6年2月21日(水) 午前 10時30分から
浪江町役場(浪江町大字幾世橋字六反田7番地2) 4階401会議室

※受付時間は、午前9時45分から午前10時25分までとする。

(受付時間を過ぎての受付には一切応じられないため、時間内に必ず受付を済ませること。なお、時間内に受付を済ませていない場合は失格となるため注意すること。)

(2) 入札時に必要な書類等

- ① 委任状(代理人が入札する場合)
- ② 入札書
- ③ 工事費内訳書

※浪江町指定様式に金額記載のうえ、入札書、工事費内訳書の順に揃え、左肩をホチキス止めの上、提出すること。(封筒不要)

(3) 入札の方法

- ① 入札参加者は、浪江町工事請負契約約款、金抜き設計書、仕様書、契約の方法及び現場等を熟知し、また、暴力団排除等に関する誓約事項(別添)を承諾のうえ入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書の提出後は、これらの不明を理由として異議を申し立てすることはできない。
- ② 上記10の入札の方法等(2)に掲げる書類等を当日持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は受け付けない。
- ③ 入札参加者は、入札受付の際、代表者・代理人に限らず、本人であることが確認できるもの(運転免許証、保険証又は社員証)を提示すること。また、入札の際、受付時間内に受付完了のうえ所定の場所に着席していない場合は失格とし、入札に参加できないので注意すること。
- ④ 代理人が出席する場合は受付にて委任状を提出し、入札書に代理人氏名を記入し押印すること。
- ⑤ 入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- ⑥ 入札書及び委任状は、浪江町長 吉田 栄光 宛とする。
- ⑦ 入札会場へは、1共同企業体につき1名のみ入場とする。
- ⑧ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに金額の訂正した入札は無効とし、一度入札した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。
- ⑨ 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書に必要事項を記載し、記名・押印のうえ、入札執行者の指示に従って入札書及び工事費内訳書を提出すること。

(4) 入札の辞退

- ① 入札を希望しない場合(都合により辞退する場合)は、参加しないことができる。
- ② 入札参加者が、一旦入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

(5) 入札額の記入

入札書に記載する入札金額は、消費税にかかる課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110(消費税抜き)に相当する金額を入札書

に記載すること。また、入札書に記載された金額の100/110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額でもって申し込みがあったものとする。

(6) 工事費内訳書の記入・留意点

別紙「工事費内訳書を作成する際の留意点」で確認すること。なお、提出された工事費内訳書は返却しない。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- イ 指定の日時までに入札書及び工事費内訳書が提示されないとき
- ウ 委任状・入札書・工事費内訳書への記名押印を欠くとき
- エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- オ 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札を行ったとき
- カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
- ク 代理人が委任状を持参しないとき
- ケ 工事費内訳書の提出のないとき
- コ 工事費内訳書が浪江町指定様式でないとき
- サ 入札書と工事費内訳書の内容が一致しないとき
- シ 工事費内訳書において、指定した項目を削除したとき
- ス 工事費内訳書において、指定した項目に空欄があるとき
- セ 工事費内訳書において、一括値引きの項目が計上されているとき
- ソ 金額の記入漏れ、計算誤りなど工事費内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合
- タ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(8) 入札執行回数

入札執行回数は回数を定めない。

(9) 再入札

予定価格（入札書比較価格）以下の金額の入札がないときは、入札最低価格及び入札者名を公表した上で、直ちに再入札を行う。

再入札の意思のある者は、再入札の際を考慮し、再入札書（押印済のもの）を複数準備すること。その発表により再入札に参加しない場合は、辞退を申し出て会場から退出すること。

ただし、第1回目の入札において、工事費内訳書の提出がない等により無効な入札となった場合は、第2回目以降の再入札に参加できない。

(10) 落札者

- ① 予定価格（入札書比較価格）の以下で最低の価格で入札をした者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合、地方自治法施行令167条の9の規定により、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、第1回目の入札において、工事費内訳書の提出がない等により無効な入札となった場合は、くじ引きに参加できない。

- ③ 入札者がいないとき、又は入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、最低価格で入札した者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することができる。

1.1 契約の方法等

(1) 契約保証金

規則に定める契約保証金は請負代金の10分の1以上の額とする。契約保証金の納付は、工事請負約款第4条の規程による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。又は、落札金額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金の変更により変更後の請負金額が500万円を越えたときは、この限りではない。

(2) 契約書等の作成等

- ① 規則第94条に基づき契約書を作成する。
- ② 契約の締結は、落札決定通知を受けてから速やかに行うこと。
- ③ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

1.2 その他

(1) 監督員

本件の監督員は、住宅水道課 上下水道係 副主査 緑川 貴博 とする

- (2) 暴力団排除等に係る誓約事項の規定に該当し契約を解除した場合、契約金額の10分の1を違約金として徴収するものとする。
- (3) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。
- (4) 本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者を定め甲に通知するときは、履歴書を添付して契約締結後5日以内に提出すること。
- (5) 約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処置を裏付ける書類を添付すること。

【 別 記 】

特約事項 1 (500万円未満の場合)

第1条 受注者は、浪江町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2条 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付することを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

特約事項 2 (500万円以上2,000万円未満場合)

第1条 受注者は、浪江町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

特約事項 3 (2,000万円以上)

第1条 受注者は、浪江町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2条 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

別添

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 入札等において、その公正な執行を妨げ又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 2 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 3 町の担当職員が行う監督又は検査の実施に当たり、当該職員の職務の執行を妨げたとき。
- 4 正当な理由なく再三にわたり著しく納期が遅延したとき。
- 5 著しく社会的信用を失墜する行為をなし、資格者として不適格と認められるとき。
- 6 前各号のいずれかに該当する事実に関わった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たっての代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用したとき。
- 7 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 8 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 9 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 10 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。